

鹿 児 島 県 公 報

令和4年10月25日（火）第357号の2



発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（※）	（薬務課取扱い） 1
告 示	
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い） 4
○収去飼料の試験結果の公表	（畜産課取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大島支庁取扱い） 5
公 告	
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 5
○落札者等の公告	（会計課取扱い） 6
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 6

規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第43号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年鹿児島県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第16条中「前年分所得税額（前年分の所得税額が確定しない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。）」を「所得割（法第58条の8第1項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 措置入院者、その配偶者又は絶対的扶養義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を

有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

第 17 条 第 1 号 中 「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付」を加え、「行なわない」を「行わない」に改める。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「150 万円」を「56 万 4 千円」に改める。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「印」を削る。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式中「印」を削る。

別記第 6 号様式中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、「印」を削る。

別記第 7 号様式中「㊟」を削る。

別記第 8 号様式中「㊦」を削る。

別記第 12 号様式及び別記第 16 号様式中「印」を削る。

別記第 17 号様式中「印」を削り、「第 58 条の 8 第 2 項」を「第 58 条の 8 第 2 項
第 58 条の 9」を「第 58 条の 9 第 2 項において準用
する同法第 58 条の 8 第 2 項」に改める。

別記第 20 号様式中「第 58 条の 8 第 3 項」を「第 58 条の 8 第 3 項
第 58 条の 9 第 2 項」を「第 58 条の 9 第 2 項において準用する同法第 58 条
の 8 第 3 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則（以下「新規則」という。）第 16 条、第 17 条及び別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の分として徴収する費用について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 8 第 1 項に規定する入院措置（以下「入院措置」という。）を受けた場合であって、新規則第 16 条、第 17 条及び別表の規定を適用した場合の費用の額が 0 円を超えるときは、当該入院措置を解除されるまでの間（改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則（以下「旧規則」という。）第 16 条、第 17 条及び別表の規定による費用の額が初めて 0 円を超えるまでの間に限る。）の分として徴収する費用については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第 760 号

出水市境町 225 番地 川元満徳及び出水市汐見町 1014 番地 木村美蔵からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 4 年 10 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 出水市区域（出水市のうち野田町上名及び野田町下名を除く地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第 761 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 56 条第 1 項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 198 号）第 11 条第 3 項の規定により、令和 4 年 4 月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 4 年 10 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称, 法人番号 及び所在地	収 去 場 所 及 び 法 人 番 号	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違 反 の 内 容
九州昭和産業 (株) 志布志工場 5340001014984 (志布志市)	同 左	マルニ印配合飼料 トライアル17	令 和 4 . 4	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 児湯成鶏15H	4 . 4	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 児湯プロ仕上CM	4 . 4	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 ファイ子豚	4 . 4	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 E I 前期	4 . 4	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 黒さつま	4 . 4	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
太幸物産(株) 大隅工場 6340001013993 (肝属郡東串良 町)	同 左	マルコー印うなぎ 用配合飼料	4 . 4	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(株)南九州物 産 本社工場 5340001007385 (霧島市)	同 左	M B O 育成	4 . 4	栄養成分等—粗たん白質, 粗繊維, 粗 灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

大島支庁告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 10 月 25 日

大島支庁長 新川康枝

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
あすなる	大島郡伊仙町大 字糸木名字ウス クダ387	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康洋	令和 4 年 8 月 1 日	短期入所 ・ 共同生 活 援 助

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 10 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市加治木町木田字船木4605番 5, 4627番 1, 4627番 2, 4627番 4, 4627番 5, 4627番 6, 4627番 7, 4627番 8, 4665番 1, 4665番 3 の一部, 4665番 5 の一部, 4666番, 4667番 1 及び4667番 2
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 始良市加治木町木田字船木4627番 1 の一部, 4627番 2 の一部, 4627番 4 の一部, 4627番 5 の一部, 4627番 6 の一部, 4627番 8 の一部, 4665番 1 の一部, 4665番 5 の一部, 4666番の一部, 4667番 1 の一部及び4667番 2 の一部
水路 始良市加治木町木田字船木4665番 5 の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
始良市宮島町11番地 4
株式会社アイランドホーム
代表取締役 山口俊彦

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
令和 4 年 10 月 25 日

鹿 児 島 県 警 察 本 部 長 野 川 明 輝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 931台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿 児 島 県 警 察 本 部 会 計 課 調 度 係
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 8 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
F L C S 株 式 会 社 九 州 支 店
福 岡 市 博 多 区 東 比 恵 三 丁 目 1 番 2 号
- 5 落札金額
111,196,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 6 月 17 日

公 安 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 告 示 第 120 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 10 月 25 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鱈 野 孝 清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 牙狼 ゴールドインパクト X X - M Z	株式会社サンセイアールアンドディ	2P0984
ぱちんこ遊技機	P ルパン三世 2 0 0 0 カラットの涙 L 2 A Z 1	株式会社平和	1P1481

回胴式遊技機	S 緋弾のエリアⅡ J Z	株式会社 J F J	230177
回胴式遊技機	S MHWアイスボーン Z F	株式会社エンターライズ	2S1204